

「令和 7 年度障害者差別のない共生社会推進業務」

企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する「令和 7 年度障害者差別のない共生社会推進業務」を業務委託するに当たり、事業の企画提案を広く募集し、総合的な審査により契約予定者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務目的

令和 3 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（以下「共生社会づくり条例」。）」において、本県では、「何人も」「障害のある人及びその家族その他の関係者」に対して、不当な差別的取扱いをすることを禁止している。また、共生社会づくり条例の施行に伴い、助け合い機能を有するスマートフォンアプリを活用した実証事業や県内の事業者が行う合理的な配慮のための環境整備に要する経費への補助（合理的な配慮のための環境整備促進事業補助金）等による普及啓発に努めてきた。

しかしながら、令和 4 年 12 月に県が実施した県民意識調査では、「障害者差別解消法や共生社会づくり条例を知っている」と回答した割合が 26.7%と低水準となっており、障害を理由とする差別に関する制度の浸透は不十分と言わざるを得ない状況にある。

このように、共生社会づくり条例の施策展開として掲げる「普及啓発」や「交流による相互理解の促進」が不十分である状況を踏まえ、本業務では、上記県民意識調査において、「障害者差別解消法や共生社会づくり条例を知っている」と回答した割合が最も低く、障害を理由とする差別に関する制度の認知度が低い若年層（10代～30代）（以下「若年層」。）を主な対象とした障害のある方とない方の交流イベントの開催や合理的な配慮の提供に関する県内事業者への情報発信、障害・障害者に対する差別解消等の制度に関する県民や県内事業者への情報発信を一体的な取組として、より効率的且つ効果的に県民や県内事業者の障害・障害者差別の解消を目指す。

2 業務内容

（1）委託業務の内容

『令和 7 年度障害者差別のない共生社会推進業務』企画提案に係る仕様書（以下「仕様書」。）のとおりとする。

（2）委託期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日まで

3 事業費

この案件に係る事業費（委託上限額）は、8,873,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを約束するものではない。

4 企画提案事業に応募できる者に必要な資格等に関する事項

次のすべての条件に該当する者のみ、応募することができる。

- (1) 物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項の規定に基づく物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であること。
- (2) 宮城県内に本社若しくは本店又は登録を受けた支店若しくは営業所を有し、委託業務を誠実に遂行する体制が整っている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) この事業の応募開始時から企画提案書提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (5) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件及び宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体に該当しないこと。
- (7) 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。

5 企画提案の事項

- (1) ステッカー等の作成・掲示に係る作成内容及び掲示計画
- (2) 障害のある方とない方の交流イベントに係る事業内容、事業計画及び広報内容
- (3) 独自提案（任意）に係る事業内容及び事業計画
- (4) 事業達成目標
- (5) 業務全体に係るスケジュール
- (6) 業務全体に係る実施体制・運営体制

6 募集内容に関する質問受付及び回答

本募集内容に関する質問については、質問書（様式第1号）を提出すること（口頭及び電話による照会については応じない。）。

- (1) 受付期間 令和7年4月10日（木）正午まで
- (2) 提出先 宮城県保健福祉部障害福祉課企画推進班

- (3) 提出方法 指定様式（様式第1号）を用いて、E-mailの方法のみにより受け付けるものとする。

E-mail アドレス syoufukup@pref.miyagi.lg.jp

- (4) 回 答 質問に対する回答は、集約したものを、本県公式ウェブサイトの障害福祉課のホームページにおいて公表する（質問者の氏名・名称等は公表しない）。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

7 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和7年5月8日（木）正午まで（必着）

- (2) 提出方法 持参又は郵送とする。

- (3) 提出先 宮城県保健福祉部障害福祉課企画推進班

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

宮城県庁行政庁舎7階 北側

- (4) 提出書類

イ 企画提案提出書（様式第2号） 1部

ロ 企画提案書 10部

・規格：A4判、ページ数の制限はないが、簡潔で分かりやすいものとする。

（表紙を付け、ページの通し番号を付すること。表紙には、提案者の名称を記載すること。）

ハ 過去の類似業務の実績 10部

ニ 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第3号） 1部

ホ 事業経費参考内訳書（様式第4号） 1部

- (5) 提出後の変更

提出された書類について、提出後の差し替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類は、一切返却しない。

- (6) 無効の取扱

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合

ロ 本募集要領等に従っていない場合

ハ 下記8に示すプレゼンテーション審査に参加しなかった場合

ニ 同一の団体等が2つ以上の企画提案書を提出した場合

ホ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、または不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合

ヘ 次に該当する場合

民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

（7）その他

イ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。

ロ 企画提案書の再提出は、認めない。

ハ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。

ニ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

8 契約相手方の決定

（1）契約予定者の選定

「令和7年度障害者差別のない共生社会推進業務」プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）において応募のあった事業の企画提案書及びプレゼンテーションを審査し、1者を契約予定者として選定する。

（2）審査方法

イ 企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を、審査基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。

ロ イにおいて、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点が最も高い応募者1者を契約予定者として選定する。評価点が同点の場合は、委員長が契約予定者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、契約予定者を選定する。

ハ イ及びロの規定にかかわらず、採点評価の結果、各委員が採点した得点の総計の平均が6割に満たない場合は選定しないものとする。

ニ 応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査の前に選定委員会において一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーション審査に参加できる上位3者を選定する。

(3) 審査基準

イ 評価点は、次の審査項目、審査基準及び配点（合計 100 点）とする。

審査項目		審査基準	配点
上記 5 (1) ステッカー等の作成・掲示	ステッカー等の作成・掲示に係る作成内容及び配布計画	掲示物の内容は、業務の趣旨・目的に合致したものであるか。	5
		掲示物の内容が理解しやすく、興味を引くデザインであるか	5
		掲示場所・期間は、適切かつ効果的な内容であるか	5
	【小計】		【15】
上記 5 (2) 障害のある方とない方の交流	交流イベントに係る事業内容及び事業計画（ゲストのキャスティングを含む。）	交流イベントの取組は、委託業務の目的達成に当たり、適切かつ効果的な内容・方法であり、実現性があるか	30
	交流イベントに係る広報内容（ポータルサイトの新規構築を含む。）	広報等の取組は、委託業務の目的達成に当たり、適切かつ効果的な内容・方法であり、実現性があるか	35
	【小計】		【65】
上記 5 (3) 独自提案（任意）に係る事業内容及び事業計画		独自提案の取組は、委託業務の目的達成に当たり、適切かつ効果的な内容・方法であり、実現性があるか	5
上記 5 (4) 事業達成目標		事業達成目標の設定は、適切かつ実現性があるか	5
上記 5 (5) 業務全体に係るスケジュール		全体スケジュールは、提案内容の実施に当たり、実現性があるか	5
上記 5 (6) 業務全体に係る実施体制・運営体制		実施体制・運営体制は、提案内容の実施に当たり、実現性があるか	5
【合計】			【100】

ロ 順位点は、次のとおりとする。

1 位：3 点 2 位：2 点 3 位：1 点

(4) 一次審査（書面審査）

イ 実施日 令和7年5月9日（金）

ロ 審査方法

応募のあった企画提案書について、(3) 審査基準に基づき審査し、各委員が採点した評価点が高い上位3者を選定する。

ハ 一次審査結果の通知

全ての応募者に対し、令和7年5月13日（火）に選定結果を通知する。また、上位3者に対してはプレゼンテーション審査日程をあわせて通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程を書面にて通知する。

(5) プレゼンテーション審査

イ 実施日 令和7年5月16日（金）（予定）

※詳細は改めて書面にて通知する。

ロ 実施会場 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県行政庁舎 7階南側 保健福祉部会議室（仮）

ハ 審査方法

(イ) 参加者は、応募者1者につき3名以内とする。

(ロ) 応募者1者当たりの持ち時間は50分（説明30分、質疑応答15分、評価5分）とし、応募者ごとに個別に行うものとする。

(ハ) プレゼンテーション審査に参加しない応募者の提案は、無効とする。

(ニ) 応募者は、応募した企画提案書（書面）に基づいて提案内容の説明を行うものとし、プロジェクター及びパソコンの使用並びに当日の追加資料の配布や資料の差し替え等は認めない。

ニ プレゼンテーション審査結果の通知

審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した全ての応募者に審査結果を速やかに書面にて通知することとし、選定結果については、後日宮城県保健福祉部障害福祉課ホームページにて公表する。

(6) その他

審査（選定）内容に関する質問には応じられない。

9 応募者が1者又はない場合の取扱い

(1) 応募者が1者の場合

上記8(5)によるプレゼンテーション審査を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、当該者を契約予定者として選定する。

(2) 応募者がない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

10 委託契約について

原則として、選定委員会で選定された契約予定者に当該業務を委託することとする。

県は、選定した契約予定者と別途見積合わせを実施し、契約金額を確定した後に業務委託契約を締結するものとする。

なお、選定された者が業務委託契約を辞退した場合にあっては、企画提案の審査で次点の評価を受けた者を契約予定者とする。また、委託業務の実施に関して、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と契約予定者で協議の上、決定するものとし、協議が整わなかった場合は企画提案の審査で次点の評価を受けた者を契約予定者とする。

11 企画提案実施に係るスケジュール

- (1) 企画提案募集に関する公告・・・・・・・・令和7年3月27日（木）
(県出納局契約課及び県保健福祉部障害福祉課のホームページに掲載する。)
- (2) 募集内容に関する質問受付・・・・・・・・令和7年3月27日（木）から
4月10日（木）正午必着
- (3) 質問に対する回答・・・・・・・・令和7年4月15日（火）（予定）
- (4) 企画提案書の提出締切・・・・・・・・令和7年5月 8日（木）正午必着
- (5) 一次審査（応募者が3者を超えた場合）令和7年5月 9日（金）
- (6) 一次審査の結果（応募者が3者を超えた場合）及び
プレゼンテーション審査の日程通知・令和7年5月13日（火）
- (7) プレゼンテーション審査・・・・・・・・令和7年5月16日（金）
- (8) プレゼンテーション審査結果の発表・・令和7年5月下旬

12 企画提案募集に係る広報

事業の企画提案募集要領及び企画提案に係る仕様書については、令和7年3月27日（木）から、宮城県出納局契約課及び宮城県保健福祉部障害福祉課のホームページに公開する。

13 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 委託者（県）と受託事業者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議の上決定するものとする。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更することがある。
- (3) 企画提案に参加する者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期または取り止めることがある。
- (4) 県は、企画提案者から提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外

の目的に使用しないものとする。

- (5) 企画提案者は、本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (6) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、非開示部分（個人情報や公開することにより企画提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報など）を除き、開示することとなる。